

目 次

〈基本編〉

第1編 警備業	1
第1章 警備業の沿革	1
第1節 警備業のはじまり	1
1 警備業のはじまり	1
2 警備業の現況	1
第2節 警備業法の制定	2
1 警備業者の制限	2
2 警備員の制限	2
3 年齢の制限	2
4 教育の義務	3
5 制服の規制	3
6 護身用具の制限	3
第3節 警備業法の改正	3
1 警備業の認定制度	3
2 不適格業者の排除	3
3 不適格警備員の排除	4
4 教育・指導の強化	4
5 検定制度	4
6 機械警備業務規定の新設	5
7 警備業務依頼者の保護	5
第2章 警備業の基本理念	5
1 警備業の社会的役割	5

2	警備員の使命	6
3	警備員に求められる信頼感	6
4	警備員の心構え	7
第3章	警備業務実施の基本原則	8
1	基本原則	8
2	類似行為と留意事項	9
第4章	管理権	10
1	管理権とは	10
2	警備員と管理権	10
第2編	基本動作・礼式	11
第1章	基本動作と礼式	11
1	基本動作	11
2	礼 式	13
第2章	申告および挨拶	17
1	申告（挨拶）の意義	17
2	申告（挨拶）の要領	17
第3章	接 遇	18
1	接遇の重要性	18
2	接遇の心構え	19
3	接遇の基本	19

〈法令編〉

第1編	警備業法	21
第1章	総 則	21

基 本 編



第1編 警 備 業



第1章 警備業の沿革

第1節 警備業のはじまり

1 警備業のはじまり

我が国で、企業としての警備業が誕生したのは、昭和37年のことである。

当時は警備業が一般に理解されず、営業としての受注はほとんどなく、一部学校の宿直・日直の業務が行われていたに過ぎなかった。

昭和39年の東京オリンピック、昭和45年の大阪万国博覧会等での警備員の活躍が世間の注目を浴び、日本の高度経済成長に伴って、需要も年々増加し、業務内容も建物等の警備から、工事現場や催事場の警備、現金の護送等と拡大していった。

2 警備業の現況

外国と違い、日本では警察制度が十分整備され機能していることから、民間の警備業は不要という考え方があったが、国内の高度成長と犯罪・事故の増加等、国民生活の変化に伴い、警備業が徐々に認められるようになった。

かつては警備業者、警備員の不祥事案が相次ぎ、法の規制を受ける業種であるといわれてきたが、今日では先人の努力と精進に加えて、警備業に関するソ

1 フト、ハードの両面が目覚しい発達を遂げたことにより、社会の機能の一部として認められ、令和2年末で、全国の警備業者数10,113社、警備員数588,364名に達するまでになった。

5 さらに阪神淡路大震災を契機として、警備業協会と全国の地方公共団体、警察本部等との間に協定を結び、災害等の場合には警察、防災機関を支援するまでに発展し、社会生活に必要不可欠な安全産業となった。今後、警備業の役割はますます重要性を増していくと考えられている。

10 第2節 警備業法の制定

昭和37年に警備業が誕生して以来、10年間で警備業者が全国で約780社、警備員は約4万1千人に達するまでに成長した。しかし一方で、一部の警備業者および警備員による不法、不正事案が頻繁に発生するようになった。

15 これが国民のひんしゅくを買ったために、警備業の規制と健全な育成を図る目的で、昭和47年7月に警備業法が制定された。

当時の立法の主旨として、主なものをあげると次のとおりであった。

1 警備業者の制限

それまで自由に営業できたものを、一定の要件を定め届出制とした。

20 2 警備員の制限

他人の生命、財産等を守る業務に従事する警備員に、一定の欠格事由を設けて、不適格警備員を排除することとした。

25 3 年齢の制限

警備業者は原則として成年者、警備員は18歳以上とした。